

災害時における広域福祉避難所（知的・発達障害児者）の設置運営に関する協定書

南国市、香南市、香美市及び大豊町（以下「甲」という。）と高知県教育委員会（以下「乙」という。）は、災害時における高知県立山田養護学校での知的・発達障害児者の広域福祉避難所（以下「福祉避難所」という。）の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の行政区域内で大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合における知的・発達障害児者への避難生活支援について、甲の地域防災計画等に基づき、甲が行う福祉避難所の設置運営に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における福祉避難所の対象となる者（以下「対象者」という。）とは、福祉施設や医療機関に入所し、又は入院に至らない在宅の知的・発達障害児者で一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮が必要な者とその介護者とする。

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し緊急に福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、甲から福祉避難所開設の要請を受けた場合は、直ちに開設の準備を行うものとする。

（対象者の受入れ等）

第4条 甲は、各福祉事務所等において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した対象者を乙に紹介し、乙は、可能な範囲内で対象者の受入れに努めるものとする。

甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、災害発生時に支障をきたさないよう点検、改善に努めるものとする。

（対象者の移送）

第5条 対象者の移送は、原則として対象者の家族と支援者が行うものとする。ただし、やむを得ない事情で家族や支援者が移送を行えない場合は、甲が行うものとする。

（福祉避難所の運営）

第6条 甲の要請に基づいて乙は、福祉避難所の運営に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 対象者への日常生活上の支援及び相談等に応じる支援員等の配置
- (2) 対象者の状況の変化に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に関する請求

(経費負担)

第7条 福祉避難所の設置運営に関する経費は、甲の負担とする。

2 前項の規定による経費の額は、食費・住居費等を基礎とし、甲乙協議のうえ決定する。

(協力体制)

第8条 乙は、福祉避難所の支援員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。

2 福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食料品及びその他の必要な物資が不足した場合は、乙は、甲に物資の調達を要請できるものとする。

3 前項の要請があった場合は、甲は、速やかに要請に応えるものとする。

(開設期間)

第9条 この協定における福祉避難所の開設期間は、災害発生時の日から最大限7日以内とする。ただし、特段の事情があるときは、この限りではない。

(協定の期間)

第10条 この協定の期間は、初年度においては協定締結の日から当該年度の3月31日までとし、以後は、4月1日から3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙双方に異議の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後は、この例による。

(個人情報の保護)

第11条 甲及び乙並びに支援員等は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要援護者及びその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、上記協定締結の証として本協定書を5通作成し、それぞれ代表者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年4月25日

定する。

こ甲に連

不足した

日以内

1日ま
3ヶ月
後は、

た要援

を遵守

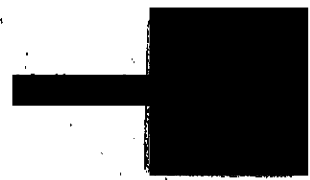
きは、

名押印

甲 南国市
代表者 南国市長



香南市
代表者 香南市長



香美市
代表者 香美市長



大豊町
代表者 大豊町長



乙 高知県教育委員会
代表者 教育長



別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第6 乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(立入検査等)

第7 甲は、乙がこの協定による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

(提供資料の返還義務)

第8 乙は、この協定による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第9 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第10 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(協定の解除及び損害賠償)

第11 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの協定を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。